平成２９年（フ）第３３号
沖縄県石垣市字真栄里307番地１　ドリームハイツ402号
破産者　泉水　朝惠
１　決定年月日　平成30年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第３４号
沖縄県石垣市字真栄里307番地１　ドリームハイツ402号
破産者　泉水　桂子
１　決定年月日　平成30年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第２９号
香川県高松市屋島西町2074番地１　フラワーハイツ屋島Ａ―101号
破産者　新居　雅勝
１　決定年月日　平成30年５月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第１１号
大分県佐伯市7148番地４　リバーサイド松下Ｊ棟、開始決定時の住所大分県佐伯市弥生大字大坂本125番地８
破産者　西名　千恵（開始決定時の姓増永）
１　決定年月日　平成30年５月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
和歌山県紀の川市貴志川町神戸332番地２305号、前住所和歌山県有田市千田515番地４
破産者　谷口　　準
１　決定年月日　平成30年５月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３１４号
北海道旭川市永山５条21丁目３番14号　リゾートマンション101号室
破産者　河原　康宏
１　決定年月日　平成30年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４１５号
東京都墨田区立花４丁目38番７―203号　ラピスガーデン　Ａ棟
破産者　市田　　真
１　決定年月日　平成30年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７号
長野県松本市奈川982番地
破産者　奥原　　集
１　決定年月日　平成30年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第５号
宮崎県串間市大字崎田518番地４、前住所宮崎県串間市大字西方5250番地１ドリームハイツＡ―106
破産者　横山　亮一
１　決定年月日　平成30年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第１０９４号
千葉市中央区栄町40番10号　シェルム21―201
破産者　吹野　瑞尚
１　決定年月日　平成30年４月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４０号
三重県亀山市川崎町2887番地１　サンセットランド２Ｂ号、開始決定時の住所三重県四日市市釆女が丘２丁目127番地
破産者　服部鉄工所こと　服部　昌典
１　決定年月日　平成30年４月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１８号
長野県松本市寿中２丁目18番５号
破産者　中嶌　和也
１　決定年月日　平成30年５月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２６号
宮崎県日南市大字平野2763番地１
破産者　井戸川美子
１　決定年月日　平成30年５月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第２０号
山口県岩国市麻里布町６丁目３番６号　３Ｆ、破産開始決定時の住所山口県岩国市麻里布町６丁目３番９号　岩国大成自動車ビル204
破産者　山根　昭尚
１　決定年月日　平成30年５月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第２２号
山口県熊毛郡平生町大字宇佐木355番地の５
破産者　小松　三男
１　決定年月日　平成30年５月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２０３０号
名古屋市中村区横井１丁目97番地
破産者　有限会社オートトレーダーズ
１　破産債権の届出期間　平成30年６月１日まで
２　一般調査期日　平成30年６月26日午前11時40分
平成30年５月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１号
愛知県瀬戸市みずの坂１丁目12番地　ビレッジ水の坂　Ｄ―１、従前の住所岐阜県可児市土田2548番地213　ハートフルマンションカンパーニュ402
破産者　古田　浩一
１　破産債権の届出期間　平成30年６月４日まで
２　一般調査期日　平成30年７月19日午前10時30分
平成30年５月２日
名古屋地方裁判所民事第２部